

令和3年度運営小委員会における労使の主な主張

《電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業》

○ 労働者側主張

- (1) コロナ禍において、大きな影響を受けている産業や企業があることは、わたくしたちも十分理解している。産業や業種によって大きく異なる現状の状況下だからこそ、「当該産業の関係労使のイニシアティブにより設定される」という性格を持つ特定（産業別）最低賃金を、当該産業を熟知した労使関係の真摯な話し合いの中で決定していくことが大切であると考えている。
- (2) 基本的な考え方として、電機連合の総合労働条件改善闘争において、企業内のミニマム基準の引き上げと、未組織労働者を含めた電機産業で働くすべての労働者の賃金の底上げや公正処遇確立に向け最低賃金の引き上げに取り組んでいる。2021年闘争においても、多くの加盟組合において、産業別最低賃金（18歳見合い）の引き上げを実現することができた。その結果、多くの加盟組織で、産業別最低賃金（18歳見合い）は「164,500円」となった。
電機連合統一闘争の成果を、電機産業で働くすべての労働者に波及させるためには、電機産業の「特定（産業別）最低賃金」である「法定電気機械器具製造業最低賃金」が、その役割と機能を果たし続けることが必要不可欠だと思っている。
- (3) 鹿児島県の電機産業の状況は、製造業全体に占める占有率で、従業員数（21.01% 全国8位）、製造品出荷額（20.31% 全国14位）、付加価値額（33.77% 全国2位）と正に主要産業であり、鹿児島県の経済における重要な役割を担っている。
- (4) 電機産業が持つ高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、経済成長・社会への貢献と新たな雇用創出に寄与することが期待される電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材確保の面からも、引上げに向けた取り組みの必要性を強く望んでいる。

○ 使用者側主張

今年度も、新型コロナウイルス感染症の影響を受け経済状況が非常に厳しい。今回、県最賃が821円となり、電気最賃の815円を上回ったことで、産別最賃の必要性はないとも考えるが、電機産業は、鹿児島県の基幹産業であり、影響も広範囲であるので、関係労使がその危機感を共有して、電機産業の位置づけや抱える問題点を意見交換する場として、専門部会を設けて審議することについては異論が無い。